



平成 21 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ド ワ ン ゴ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 林 宏
(コード番号：3715 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 松 本 康 一 郎
業 務 本 部 長
(TEL . 0 3 - 3 6 6 4 - 5 4 7 7)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 12 月 17 日開催予定の第 13 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 . 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。

2 . 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、その株式に係る株券を</u> <u>発行する。</u></p> <p>第 8 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は株主名簿管理人を置く。 2 . 株主名簿管理人及びその事務取扱 場所は、取締役会の決議によって 定め、これを公告する。</p>	<p>(削除)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 8 条 当社は株主名簿管理人を置く。 2 . 株主名簿管理人及びその事務取扱 場所は、取締役会の決議によって 定め、これを公告する。</p>

<p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</p> <p>第10条～13条（条文省略） （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条～43条（条文省略） （新設）</p>	<p>3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第9条～12条（現行どおり） （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第14条～42条（現行どおり） 附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもってこれを削除する。</u></p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 12 月 17 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 12 月 17 日